国別障害関連情報
ガーナ共和国

令和８年８月
（2026 年８月）

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティング

人間
JR
26-072

本調査は、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」という。）が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティングに委託し、実施されました。本調査の内容は 2025 年 12 月から 2026 年 8 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と当該国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものです。

国別障害関連情報
ガーナ共和国
目次

1.　基礎指標 1
　1－1. 基礎指標 1
　1－2. 障害の定義と統計 2
2.　障害関連政策 7
　2－1. 障害関連行政制度 7
　2－2. 障害関連法令・政策文書 9
　2－3. 障害関連施策 15
3. 国際条約及び国際協力等の実績 25
　3－1. CRPD 批准による対応状況 25
　3－2. マラケシュ条約実施状況 25
　3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組 25
　3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組 26
　3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績） 26
4.　障害関連団体の活動概況 29
　4－1. 障害当事者団体の活動概要 29
　4－2. 障害者支援団体の活動概要 30
5. 障害者が直面する障壁・ニーズ 31
　5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ 31
　5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ 31
　5－3. 就労に関する障壁・ニーズ 31
　5－4. 移動に関する障壁・ニーズ 32
　5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ 32
　5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ 32
6. 参考資料 34

図表目次

図 1 制限のある生活機能別の割合（60 歳以上）（2021）.....3
図 2 制限のある生活機能別の割合（5-14 歳）（2021）.....4
図 3 障害者の年齢別割合（5 歳以上）（2021）.....4
図 4 障害の性別割合（60 歳以上）（2021）.....5
図 5 障害の性別割合（5-14 歳）（2021）.....5
図 6 居住地域別の障害者割合（5 歳以上）（2021）.....6

表 1 ガーナにおける障害関連担当機関.....7
表 2 国内調整委員会の概要.....8

略語表

CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women	女子差別撤廃条約
CRC	Convention on the Rights of the Child	児童の権利に関する条約
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	障害者権利条約
DACF	District Assemblies Common Fund	郡議会共通基金
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GFD	Ghana Federation of the Disabled	ガーナ障害者団体連盟
GNAD	Ghana National Association of the Deaf	ガーナろう者協会
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
ILO	International Labour Organization	国際労働機関
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
LEAP	Livelihood Empowerment Against Poverty	貧困対策生活支援プログラム
NADMO	National Disaster Management Organization	国家災害管理機構
NCDs	Non-Communicable Disease	非感染性疾患
NCPD	National Council on Persons with Disabilities	国家障害者委員会
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
NHIS	National Health Insurance System	国民健康保険制度
NSDRR	National Strategy on Disaster Risk Reduction	災害リスク軽減に関する国家戦略
OPD	Organization of Persons with Disabilities	障害者団体
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
TVET	Technical and Vocational Education and Training	技術・職業教育訓練
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国連教育科学文化機関
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
VNR	Voluntary National Review	自発的国家レビュー
WEI	Women Enabled International	ウィメン・イネーブルド・インターナショナル

1. 基礎指標

1－1. 基礎指標[1]

一人当たり国内総生産[2]	2,390 米ドル	2024 年

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	3.69 ％	2022 年
教育（対 GDP 比）	2.9 ％	2022 年
社会福祉（対 GDP 比）[3]	0.5 ％	2019 年

人口

総人口	34,427,414 人	2024 年
男性人口比率	49.9 ％	
女性人口比率	50.1 ％	
都市人口比率	58.4 ％	
農村人口比率	41.6 ％	
平均余命（全体）	65.4 歳	2023 年
男性	63.1 歳	
女性	67.9 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	6.3 ％	2023 年
乳児死亡率（1000 人当たり）	28.2 人	2023 年

教育

教育制度[4]		
初等教育年数	6 年	
義務教育年数	11 年	
成人識字率（全体）	76.4 ％	2023 年
男性	85.1 ％	
女性	66.7 ％	

[1] 世界銀行データベース（https://data.worldbank.org/indicator(参照 2026-1-17)）に基づく。
[2] Gross Domestic Product。以下、「GDP」という。
[3] 国際労働機関（International Labour Organization。以下、「ILO」という。）(2024) World Social Protection Report, https://www.ilo.org/sites/default/files/2024-09/WSPR_2024_EN_WEB_1.pdf (参照 2026-4-5))に基づく。
[4] ガーナの教育制度は、小学校（6 年間）、中学校（3 年間）、高校（3 年間）、大学（4~7 年間）。6 歳から就学する。義務教育期間は、4 歳からの就学前教育 2 年間を含めた 11 年間である。国連教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization。以下、「UNESCO」という。）ウェブサイト（https://education-profiles.org/sub-saharan-africa/ghana/~ghana(参照 2026-5-29)）、Ghana Education Act 2008 に基づく。

就学率		
初等教育（総就学率）		
全体	100.9 %	2024 年
男子	101.3 %	
女子	100.7 %	
中等教育（総就学率）		
全体	75.7 %	2024 年
男子	75.0 %	
女子	76.4 %	
高等教育（総就学率）		
全体	21.3 %	2024 年
男子	21.1 %	
女子	21.6 %	

雇用

失業率（全体）	2.8 %	2024 年
男性	2.6 %	
女性	3.1 %	

1－2. 障害の定義と統計

1－2－1. 障害の定義

ガーナ共和国（以下、「ガーナ」と記す。）は 2007 年に障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」という。）に署名し、2012 年に批准しており、国内法もこれに整合させて整備を進めている。2006 年の障害者令（Persons with Disability Act, 2006、法令 715 号）[5]」は、障害者を「身体、精神、感覚障害（視覚、聴覚、言語機能障害を含む）を有し、それにより身体的、文化的、社会的な障壁が生じ、当該個人の主要な生活活動の一つ以上を著しく制限される個人」と定義している[6]。2024 年 6 月のガーナ政府による事前質問事項への回答[7]によると、2006 年の障害者令は改定中であり、2024 年時点で障害者法案が協議されている。2024 年 9 月の総括所見では、同法案の策定作業は 2019 年に開始されているもの進展は極めて遅く、成立を早めるためのスケジュールを策定するよう勧告している。なお、本調査時点で同法案の可決は確認できなかった。

[5] https://lawsghana.com/post-1992-legislation/table-of-content/Acts%20of%20Parliament/PERSONS%20WITH%20DISABILITY%20ACT,%202006%20(ACT%20715)/164(参照 2026-4-10)

[6] 政府報告（2018）によると、ガーナ政府は、CRPD の障害の定義と違いがあることを認識している。同報告書では、2006 年の障害者令の定義の次に、CRPD の定義を引用して、次のように記載している。「前略、国連障害者権利条約によれば、障害者には「長期的な身体的、精神的、知的または感覚的障害を有し、様々な障壁との相互作用により、他の人々と平等な立場で社会に完全かつ効果的に参加することが妨げられる可能性がある者も含まれる。」

[7] CRPD/C/GHA/RQ/1。以下、「質問回答」と記す。

1－2－2. 障害に関する統計

ガーナでは1960年より約10年ごとに国勢調査（Population and Housing Census）が実施されている[8]（第1回1960年、第2回1970年、第3回1984年、第4回2000年、第5回2010年）[9]。障害に関する項目は2010年の国勢調査から含まれるようになった[10]。2021年の国勢調査からは、障害統計に関するワシントン・グループ短縮質問紙セットが使用された。障害統計に関する調査結果をまとめた報告書を基に、障害の状況を図1～図6に示す[11]。

障害者数（5 歳以上）	2,098,138 人	全人口の 7.8 %[12]	2021 年
男性	1,030,186 人		
女性	1,067,952 人		

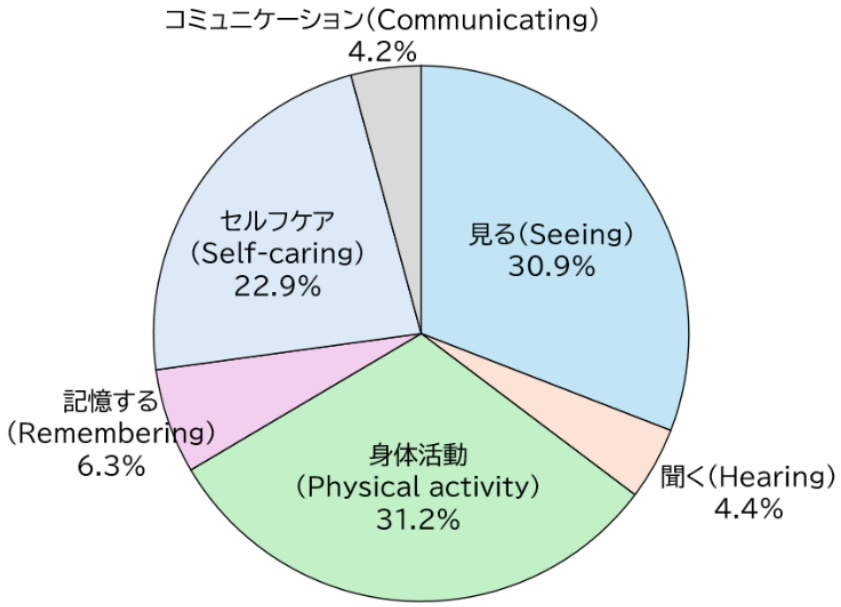


図 1 制限のある生活機能別の割合（60 歳以上）（2021）

最も高い割合は「身体活動」（31.2%）であり、次いで「見る」（30.9%）、「セルフケア」（22.9%）が続く。「記憶する」は 6.3%、「聞く」は 4.4%であり、「コミュニケーション」が 4.2%と最も低い割合となっている。

注：調査には、ワシントン・グループ短縮質問紙セットが使用されたが、歩く（Walking）は、身体活動（Physical activity）と置き換えられている。

出所：Ghana Statistical Service (2024) *Thematic Brief, Persons with Difficulty in Performing Activities in Ghana* を基に調査チームが作成

[8] 国勢調査は、イギリス植民地下の 1891 年より実施されていた。

[9] https://census2021.statsghana.gov.gh/getthefacts.php?readpage=MjkwMzA1NjI0LjE0MTU=&History-of-censuses-in-Ghana (参照 2026-4-10)

[10] Ghana Statistical Service (2014) *2010 Population & Housing Census Report, Disability in Ghana*.

[11] https://census2021.statsghana.gov.gh/gssmain/fileUpload/reportthemesub/Persons%20with%20Difficulty%20in%20Performing%20Activity.pdf(参照 2026-4-10)

[12] 同上

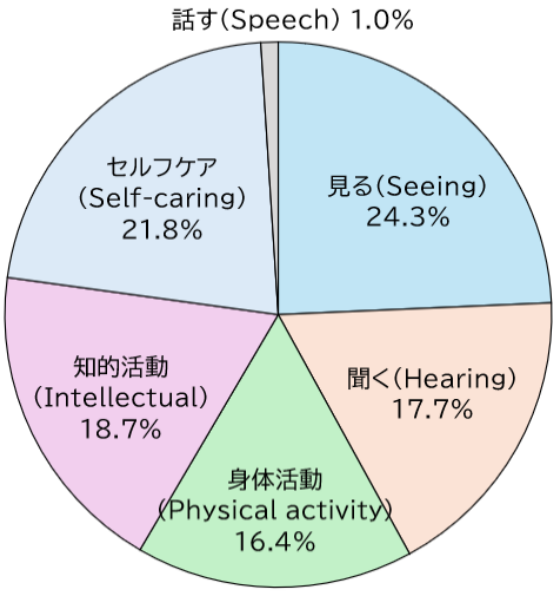


図 2 制限のある生活機能別の割合(5-14 歳)(2021)

最も高い割合は「見る」(24.3%)であり、次いで「セルフケア」(21.8%)、「知的活動」(18.7%)が続く。「聞く」は17.7%、「身体活動」は 16.4%であり、「話す」が 1.0%と最も低い割合となっている。

注:調査には、ワシントン・グループ短縮質問紙セットが使用されたが、歩く(Walking)は、身体活動(Physical activity)に、記憶する(Remembering)は知的活動(Intellectual)に、コミュニケーション(Communicating)は話す(Speak)と置き換えられている。

出所:Ghana Statistical Service (2024) *Thematic Brief, Persons with Difficulty in Performing Activities in Ghana* を基に調査チームが作成

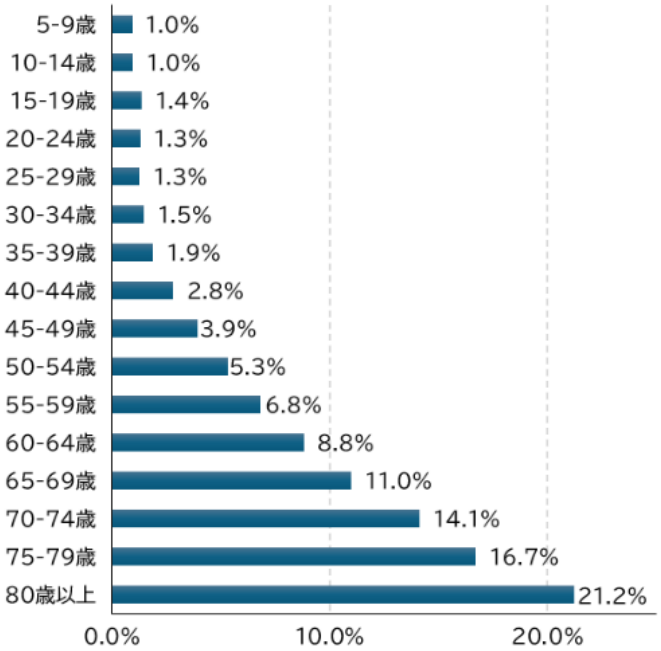


図 3 障害者の年齢別割合(5 歳以上)(2021)

80 歳以上が 21.2%と最も高く、次いで 75～79 歳が 16.7%、70～74 歳が 14.1%、65～69 歳が 11.0%、60～64 歳が 8.8%,と続き、年代が上がるごとに割合はほぼ高くなっている。

出所:Ghana Statistical Service (2024) *Thematic Brief, Persons with Difficulty in Performing Activities in Ghana* を基に調査チームが作成

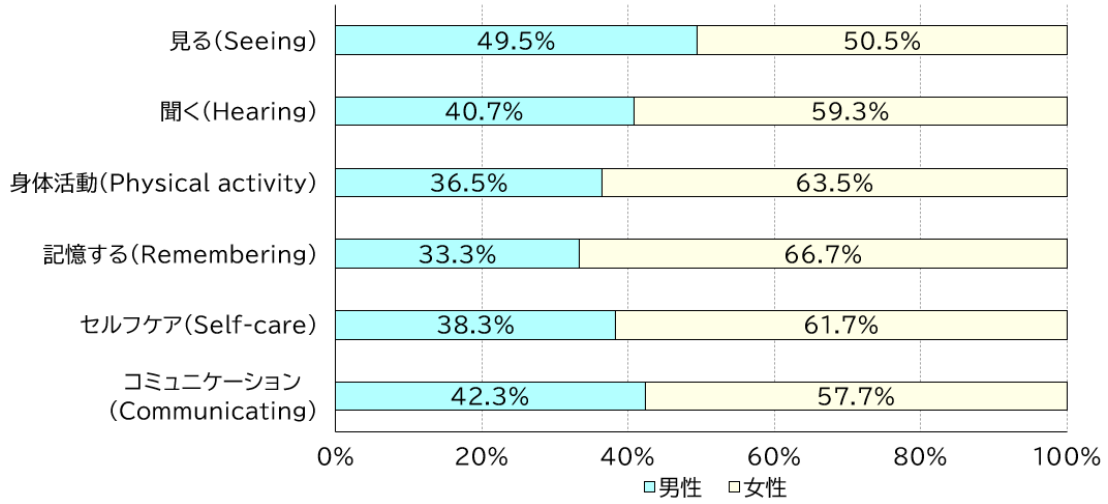


図 4 障害の性別割合(60 歳以上)(2021)

「見る」は男性 49.5%、女性 50.5%、「聞く」は男性 40.7%、女性 59.3%、「身体活動」は男性 36.5%、女性 63.5%である。「記憶する」は男性 33.3%、女性 66.7%、「セルフケア」は男性 38.3%、女性 61.7%、「コミュニケーション」は男性 42.3%、女性 57.7%となっている。

出所:Ghana Statistical Service (2024) *Thematic Brief, Persons with Difficulty in Performing Activities in Ghana* を基に調査チームが作成

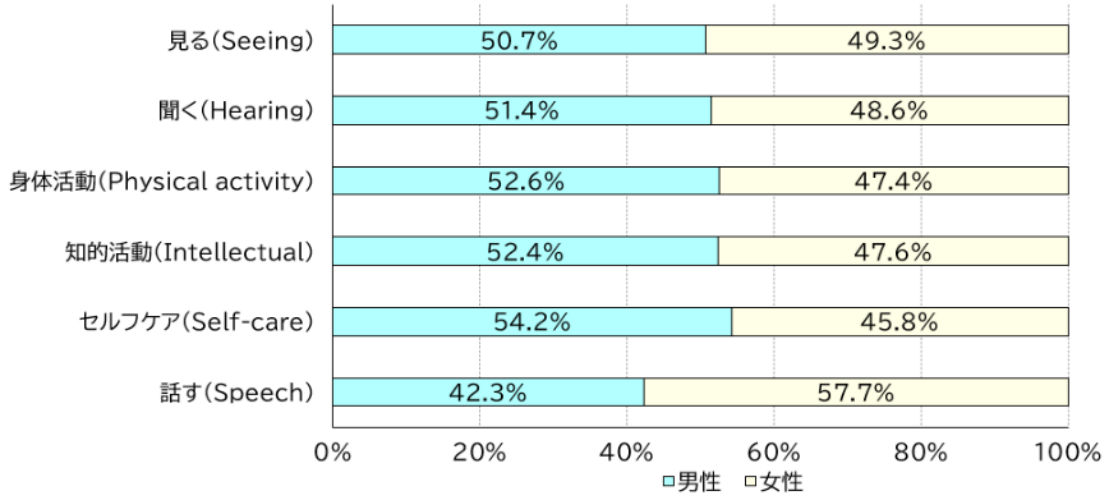


図 5 障害の性別割合(5-14 歳)(2021)

「見る」は男性 50.7%、女性 49.3%、「聞く」は男性 51.4%、女性 48.6%、「身体活動」は男性 52.6%、女性 47.4%である。「知的活動」は男性 52.4%、女性 47.6%、「セルフケア」は男性 54.2%、女性 45.8%、「話す」は男性 42.3%、女性 57.7%となっている。

出所:Ghana Statistical Service (2024) *Thematic Brief, Persons with Difficulty in Performing Activities in Ghana* を基に調査チームが作成

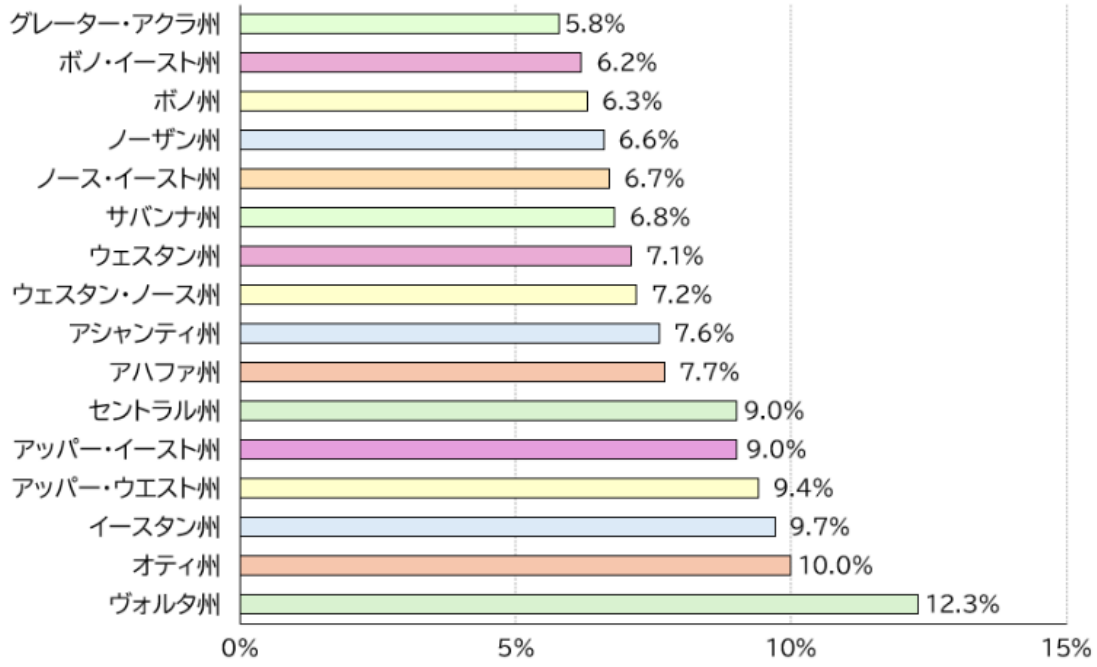


図 6 居住地域別の障害者割合（5 歳以上）（2021）

ヴォルタ州が 12.3%と最も高く、次いでオティ州 10.0%、イースタン州 9.7%、アッパー・ウエスト州 9.4%、アッパーイースト州とセントラル州が同率 9.0%と続く。低位層では、アハファ州 7.7%、アシャンティ州 7.6%、ウェスタン・ノース州 7.2%、ウェスタン州 7.1%、サバンナ州 6.8%、ノース・イースト州 6.7%、ノーザン州 6.6%、ボノ州 6.3%、ボノ・イースト州 6.2%、グレーター・アクラ州が最も低く 5.8%となっている。

出所：Ghana Statistical Service (2024) *Thematic Brief, Persons with Difficulty in Performing Activities in Ghana* を基に調査チームが作成

2. 障害関連政策

2－1. 障害関連行政制度

【中央政府行政】

障害関連担当機関

表 1 ガーナにおける障害関連担当機関

No.	機関名	概要
1	ジェンダー・子ども・社会保障省（Ministry of Gender, Children and Social Protection）[13]	障害者・女性・子どもを含む社会的弱者への社会保障政策の策定、関連プログラムの策定と実施、ジェンダー主流化の促進、障害者・社会的弱者の権利擁護の促進と国家開発への統合・調整を担う。この目的のために、全省庁・部門・機関、開発パートナーや市民社会組織と連携、社会保障の主流化を図るガイドラインやアドボカシー戦略の策定、社会的保護に関する国際的な議定書・条約・協定の遵守の確保、関連の調査研究、関連プログラム・プロジェクトの監視と評価、人的資源管理方針の策定と調整等を実施。
2	保健省 (Ministry of Health)[14] ガーナ保健サービス (Ghana Health Service)	すべての国民の健康状態の改善とユニバーサル・ヘルス・カバレッジの達成、国民の健康増進に貢献することを目標としている。障害者が医療インフラ、情報、サービスを利用できるよう啓発活動を実施。障害者のプライバシーを保護して障害者が医療サービスを利用できるようにするため、ガーナ保健サービス、国家国民教育委員会（National Commission for Civic Education）、その他の公的機関等と協力して必要な設備の提供を行っている。医療施設としてのリハビリテーションや病院を管轄し、地域に根差したリハビリテーションプログラムを主導している。 インクルーシブ医療ケアとして、ジェンダーと障害者を対象とする啓発活動等を行っている。傘下に、精神保健庁(Mental Health Authority)[15]がある。
3	教育省（Ministry of Education） ガーナ教育サービスの特別教育局 (Special Education Division, Ghana Education Service)[16]	障害者を含むすべての児童・生徒のインクルーシブ教育に関する政策の策定、及びインクルーシブ教育の実施のための基準とガイドラインの策定を担う。教育省傘下のガーナ教育サービスの特別教育局は、障害や特別な教育的ニーズ（Special Education Needs）のある学習者に、初等教育における質の高い教育への公平なアクセスを提供することを目的として、特別な教育的ニーズのある児童・生徒の教育とエンパワメントを担う。同時に、障害に対する偏見をなくし、障害のある児童・生徒が教育システムから取り残されないことを使命としている。障害者の権利擁護に重点を置き、特別学校とパイロット・インクルーシブ・プログラムの両方を管理している。障害者の職業訓練も管轄している。
4	地方行政農村開発省（Ministry of Local Government and	出生・死亡登録制度の主管省庁。すべてのガーナ国民は、障害の有無にかかわらず子どもの出生を登録し、名前を付けることが義務付けられている。 また、地方分権型の地方自治体制の確立と発展の促進を担う。

[13] https://www.mogcsp.gov.gh/ (参照 2026-4-10)
[14] https://www.moh.gov.gh/(参照 2026-4-10)
[15] https://mha-ghana.com/(参照 2026-4-10)
[16] https://www.ghana.gov.gh/ministries/2c22fdf796/(参照 2026-4-10)

	Rural Development)	さらに、国家障害者評議会[17]、社会福祉局、ガーナ教育サービス、ガーナ保健サービス(Ghana Health Service)とともに、障害者の機能訓練およびリハビリテーションに関する問題への対処を担当する。
5	労働・雇用・就労省(Ministry of Labour, Jobs and Employment)	労働及び雇用に関する政策の立案、策定、調整、労使関係の促進、並びに職場の安全確保を担う。公的部門及び民間部門におけるディーセント・ワークの創出と労使関係の規制に重点を置いている。障害者の雇用環境を改善するため、雇用機会均等政策(Employment Equity Policy)を2023年より策定中である。2015年に雇用労働関係省から現在の名称へ変更した。
6	運輸省(Ministry of Transport)	交通政策の策定を担う。障害者が利用できない交通サービスが多く、障害者のニーズを反映するための措置が検討されている。
7	国家災害管理機構(The National Disaster Management Organization: NADMO[18])	国家災害管理機構法(法律第927号)により、国内の災害管理のために政府及び非政府組織[19]の資源を調整する法定機関として、NADMOが設立された。政府、地方自治体、緊急サービスに対し、障害者のニーズを考慮に入れ、同等の保護と支援が得られるような緊急事態への備え、対応、復旧のための計画策定を義務付けている。また、障害者と障害者団体[20]がガーナの災害管理に組み込まれ、そのニーズと懸念が適切に考慮されるよう確保する義務を負う。

国内調整委員会設置状況[21]

ガーナ政府は、CRPD 第 33 条に基づく国の実施状況の監視義務を着実に履行するため、障害者に関する事項の管理・監視を行う機関として、NCPD を設置した[22]。

表 2 国内調整委員会の概要

機関名	概要
国家障害者評議会(NCPD)[23]	障害者法(2006)第41条により設立。ジェンダー・子ども・社会保障省が所管する。障害者とその他の利害関係者と協力し、国家開発のあらゆる分野において障害問題を主流化することを目的とする。同法第42条は、NCPDがOPD及び障害問題を取り扱う国際機関の活動を調整することを義務付けている。評議会の委員長及びメンバーは、大統領によって任命される。構成は次のとおり。 委員長、副局長以上の保健省、ジェンダー・子ども・社会保障省社会福祉局、地方行政農村開発省(Ministry of Local Government and Rural Development)、雇用者連合会(employers' association)、教育省、労働・職・雇用関係省(Ministry of Labour, Jobs and Employment)、若者開発・エンパワメント省(Ministry of Youth

[17] National Council on Persons with Disability。以下、「NCPD」という。
[18] 以下、「NADMO」という。
[19] Non-Governmental Organization。以下、「NGO」という。
[20] Organization of Persons with Disabilities。以下、「OPD」という。
[21] 政府報告(2018)に基づく。
[22] 同上
[23] https://www.mogcsp.gov.gh/national-council-for-persons-with-disabilityncpd/(参照 2026-4-10)

	Development and Empowerment)、及びOPDの代表者3名(うち1名は女性)、及びその他の者2名(うち1名は女性)。
ガーナ人権・行政司法委員会(Human Rights and Administrative Justice: CHRAJ-Ghana)[24]	1992年憲法に基づき1993年に設立。国家人権機関としての役割を果たすとともに、公共サービスオンブズマン、及び公共部門における腐敗防止機関・倫理担当部署としての役割を果たす。ガーナ国内10の行政区に地域事務所を置き、2つの準地域事務所及び100の郡事務所を置く。2024年に障害者権利委員会に対して国家人権機関からのパラレルレポートを提出。

【地方政府行政】

ガーナの行政区画は 16 の州(Region)、州の下に郡(District)で構成される。

障害関連担当機関

機関名	概要
NCPD の地方支部	NCPD の地方での活動は、主に郡議会(District Assembly)によって管理されている。郡事務所は、障害者法(2006)及び、NCPD の「障害者への郡議会共通基金(District Assemblies Common Fund。以下、「DACF」という。)[25]の支出管理ガイドライン[26]に基づき、障害者の登録を促進し、DACF の一定割合を障害者支援に割り当てることとされている。障害者権利委員会が 2024 年に発出した総括所見(以下、「総括所見」と記す。)では、NCPD は資源が不足しており、また地方分権化されていないため、その任務を遂行することが困難になっていると懸念している。

2－2. 障害関連法令・政策文書

ガーナの憲法[27]第 17 条は、「すべての人が法律の前に平等であること(第 1 項)、及び性別、人種、肌の色、民族的出身、宗教、信条、社会的または経済的地位を理由に差別されてはならない」としている(第 2 項)。憲法第 14 条では、「障害のある者を含むすべてのガーナ国民は、政府及び公的機関が法的に尊重する義務を負う、憲法に規定された基本的人権を有する。いかなる者も、その障害を理由として自由を奪われることはない」(第 1 項)としている。さらに、憲法第 29 条は障害者の権利について、「障害者に対し、あらゆる搾取、あらゆる規制、及び差別的、虐待的または品位を傷つける性質のあらゆる取扱いから保護する」(第 4 項)としている。障害関連の主な法令は次のとおりである。

[24] https://chraj.gov.gh/(参照 2026-4-15)

[25] https://commonfund.gov.gh/(参照 2026-4-10)

[26]https://rodra.co.za/images/countries/ghana/policy/Guidelines%20for%20Disbursement%20of%20District%20Assembly%20Common%20Fund.pdf(参照 2026-4-10)

[27] https://ghanacitizenship.com/wp-content/uploads/2025/10/The_1992_Constitution_of_the_Republic_of_Ghana.pdf(参照 2026-4-10)

法律名	ガーナ障害者法（Ghana Disability Act、法律第 715 号）[28]
施行年	2006 年
概要	「障害者」を定義し、第 1 条(1)において、障害者が政治的、社会的、経済的活動に参加する権利を保障している。障害のある子どもが、通常の子どもが享受するあらゆる施設、設備及び保護措置に関して平等な扱いを受ける権利を強調している（第 1 条、第 2 条(1)、第 16 条(1)、第 17 条(1)及び第 18 条参照）。また、障害者がスポーツ及び文化イベントにアクセスできることを確保すべきと規定している。 2012 年の CRPD 批准に伴い、条約の規定に適合するよう見直しが行われている。2019 年より改正作業が開始され、2020 年より改正法案が策定されている。2024 年法案では、障害者に対する侮辱的な描写を禁止し、平等と非差別の権利を強化し、法的能力及び地域社会での生活に関する権利を確保することを目的としているが、2026 年 4 月時点で成立に至っていない。

その他の障害者の権利と関係する主な法律には以下のものがある。

法律名	精神保健法（Mental Health Act 法律第 846 号）[29]
施行年	2012 年
概要	精神疾患のある者の自由と安全を制限しようとする 1972 年の精神保健令（Mental Health Decree）を廃止し、同法に置き換えた。同法により、精神保健サービスを管理する政府機関として、精神保健庁を設立。精神障害のある人々の治療、保護、及びその地位の非犯罪化（刑罰の対象から外す）ことを目的とした、患者の権利と地域密着型ケア、精神保健医療の改革に焦点を当てた包括的な法律。精神障害のある個人に対する差別や放置の解消に焦点を当て、祈りと癒しのキャンプ（prayer and healing camps[30]）における虐待への対処も含む。施設ケア（精神科病院など）から地域密着型ケアへと重点を移行させ、任意・非任意の入院、及び治療の手続きを規定している。さらに、精神保健基金（Mental Health Fund）、精神障害者の処遇を監視するために地域訪問委員会（Regional Visiting Committees）が設置された。

[28] https://sapghana.com/data/documents/DISABILITY-ACT-715.pdf（参照 2026-4-10）
[29] https://www.moh.gov.gh/wp-content/uploads/2016/02/Mental-Health-Act-846-2012.pdf（参照 2026-4-10）
[30] 精神疾患や経済・社会的課題に対して、霊的な癒しやカウンセリング、祈りを提供する宿泊施設。政府報告によると、障害者が非人道的な扱いを受ける場になることがある。

法律名	社会保護法（Social Protection Act、法律第 1148 号）[31]
施行年	2025 年
概要	社会保障制度の強化を目的に、社会保護基金を設立し、貧困層、社会的弱者、及び障害者を対象とした貧困削減のための生活向上支援プログラム（Livelihood Empowerment Against Poverty Programme (以下、「LEAP」という。)）、その他の貧困層への持続的な支援を提供するための法的枠組を提供する。特に障害者のインクルージョンの推進を目的としている。

法律名	免除法（Exemptions Act、法律第 1083 号）[32]
施行年	2022 年
概要	税制上の免税措置を定め、障害者に対する救済措置を規定している。障害者の教育、科学、文化の向上を目的として設計された書籍、出版物、文書、及び物品、当局により認証された特別に設計された車両等は、関税及び税金から免除される。さらに、障害者に対しては、年間所得の 25%に相当する個人所得税の減免が設けられている。

法律名	教育法（Education Act、法律第 778 号）[33]
施行年	2008 年
概要	郡議会と学校長に対し、特別な支援を必要とする児童が学校のインフラを利用しやすく、アクセシブルなものにすることを義務付けてインクルーシブ教育の推進を目指している。学校は、特別な支援を必要とする児童に対応できるよう設計されねばならず、既存の教育機関は特別支援教育のニーズを満たすよう改修することを規定している。

法律名	アファーマティブ・アクション（ジェンダー平等）法（Affirmative Action (Gender Equity) Act、法律第 1121 号）[34]
施行年	2024 年
概要	ガーナで初となる、女性のアファーマティブ・アクション法。公正かつ公平なガーナを築くという意思表明であり、法の実施は政府のみならず、市民社会、国会議員、メディア、地域社会の関係者の積極的な参加が不可欠としている。同法は、2026 年までに意思決定職における女性の割合を少なくとも 30%にすることを義務付け、2034 年までに完全な男女平等の達成を

[31] https://gra.gov.gh/wp-content/uploads/2023/04/Ghana-Exemption-ACT-2022-2-1.pdf（参照 2026-4-10）
[32] https://gra.gov.gh/wp-content/uploads/2023/04/Ghana-Exemption-ACT-2022-2-1.pdf（参照 2026-4-10）
[33] https://repository.parliament.gh/server/api/core/bitstreams/ab144b9d-5a95-4383-b242-bf14047d2da8/content（参照 2026-4-10）
[34] https://www.purc.com.gh/attachment/735270-20241129071158.pdf（参照 2026-4-10）

	目標としている。また、公的機関に対し、男女平等プログラムのための予算を計上することを義務付け、性差別被害者に対する法的救済措置も規定している[35]。

法律名	労働法 2003（Labour Act、法律第 651 号)[36]
施行年	2003 年
概要	障害者の就労、職業訓練、同一労働同一賃金の権利を保障し、職場における差別を禁止している。障害者を雇用する雇用主に対して優遇措置を定めている。

法律名	建築環境に関するアクセシビリティ基準（Ghana Accessibility Standard for the Built Environment (GASB, GS1119:2016)）
施行年	2016 年
概要	障害者法（2006）の遵守を確保するために、インクルーシブなインフラを構築するための法的裏付けのある仕様を定めている。公共の建物や交通ターミナルにおいて、スロープ、エレベーター、点字ブロックなどのバリアフリー設備の設置を義務付け、障害者、高齢者、妊婦の誰もが利用しやすい環境の実現を目指す。対象分野は、学校、病院、交通ターミナル、駐車場、公衆トイレ。主な仕様の要件には、適切な車いす用スロープ、適切なドア幅、点字ブロック、バリアフリー駐車場などが含まれる。

法律名	建築規制（Building Regulations）
施行年	2022 年
概要	新規公共建築物において、障害者のためのバリアフリー設備を整備することを義務付けている。ユニバーサルデザインの原則に加え、スロープ、エレベーター、及びトイレの設置を求めている。

法律名	国家災害管理機構法（National Disaster Management Organization、法律第 927 号)[37]
施行年	2016 年
概要	災害リスクの軽減と復興に関する災害管理の法的枠組を定め、災害の管理、及び被災者全員への救援・復興支援の提供を NADMO に義務付けてい

[35] https://parlcent.org/a-decade-of-determination-ghanas-journey-to-gender-equity/, https://www.mogcsp.gov.gh/mogcsp-launches-affirmative-action-act-to-advance-gender-equality-in-ghana/(参照 2026-4-10)

[36] https://webapps.ilo.org/static/english/inwork/cb-policy-guide/ghanalabouract2003section109.pdf

[37] https://www.refworld.org/legal/legislation/natlegbod/2016/en/148238（参照 2026-4-10）

	る。障害者に配慮した早期警報の伝達など、緊急対応や避難における障害者のインクルージョンに関する具体的な手順については詳述がない。

障害者政策

政策名	国家中期開発政策枠組 2022-2025（National Medium-Term Development Policy Framework 2022-2025）[38]
施行年	2021 年
概要	持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」という。）に沿い、平等、アクセシブルな教育、社会的保護、雇用に焦点を当てて、障害者のインクルージョンを優先事項としている。差別の撤廃、法的保護の強化、国民健康保険制度（National Health Insurance System。以下、「NHIS」という。）の適用範囲の拡大、公共空間や交通機関へのアクセシビリティの向上を重視している。

政策名	子ども・家族福祉政策（Child and Family Welfare Policy）[39]
施行年	2015 年
概要	すべての児童、特に障害児を対象に、暴力、虐待、ネグレクト、搾取から児童を保護するための包括的な体制の確立を目標としている。インクルーシブな地域密着型ケアを推進し、施設入所より家族による支援の提供を推進し、LEAP プログラムや NHIS といった社会保護プログラムとの連携を目指している。

政策名	国家精神保健 12 年政策 2019-2030（Twelve-Year Health Policy 2019-2030, Ensuring a Mentally Health Population）[40]
施行年	2018 年
概要	分散型で地域に根ざしたケアを通じて精神保健サービスの改善、メンタルウェルネスの促進、精神疾患の予防を目標としている。精神医療をプライマリヘルスケアサービスに統合し、精神保健法（2012）に沿って、偏見を減らし、精神疾患のある人々の権利擁護に重点を置く。

[38] https://ndpc.gov.gh/media/MTNDPF_2022-2025_Dec-2021.pdf（参照 2026-4-10）.
[39] https://www.unicef.org/ghana/reports/child-and-family-welfare-policy#:~:text=Highlights,if%20it%20is%20to%20work.&text=and%20Family%20Welfare%20Policy%20is,issues%20in%20a%20holistic%20manner（参照 2026-4-10）.
[40] https://mha-ghana.com/wp-content/uploads/2024/09/MH-Policy-pdf.pdf（参照 2026-4-10）.

政策名	インクルーシブ教育政策（Inclusive Education Policy、2015）[41] インクルーシブ教育に関する国家戦略及び行動計画(2024 Revised Inclusive Education Policy for Ghana)[42]
施行年	2015 年、2024 年
概要	発達障害児（children with developmental disabilities）や特別な教育支援を必要とする児童を通常学校に統合することに重点を置き、障壁を取り除き、支援的でアクセシブルな学習環境の提供を目指している。インフラとアクセシビリティでは、学校へのスロープの設置や適切な衛生設備の整備を含む、普遍的なアクセシビリティを義務付けている。教員研修とカリキュラムでは、多様な生徒のニーズに応えるために設計された柔軟な指導法である学びのユニバーサルデザインを推進している。脆弱な立場にある学習者の支援では、女児の科学・技術・工学・数学（Science, Technology, Engineering, and Mathematics: STEM）教育の充実や、重度障害児への支援機器の提供と専門的なケアを含む。

政策名	国家ジェンダー政策（National Gender Policy）2015[43]、2025-2034[44]
施行年	2015 年、2025 年
概要	ジェンダー平等を国家開発に主流化することを目指す戦略的枠組。女性や社会的弱者のエンパワメント、女性のリーダーシップの促進、経済的機会の拡大、法的権利の保障、ジェンダーに配慮した社会保護システムの推進に重点を置く。

政策名	国家雇用政策（National Employment Policy）[45]
施行年	2014 年
概要	障害者の経済的包摂を優先事項として、技術・職業教育訓練（Technical and Vocational Education and Training。以下、「TVET」という。）を通じた雇用適性の向上、労働市場における差別の撤廃、ディーセント・ワークの促進に重点を置く。雇用において障害者が差別されないことを保障する権利に基づく枠組へ移行している。包括的な採用慣行の確立に重点を置き、民間部門、公共部門の双方における障害者の参加能力の向上を目指している。本政策は、OPD、NGO との連携により策定された。

[41] https://sapghana.com/data/documents/Inclusive-Education-Policy-official-document.pdf（参照 2026-4-10）.
[42]https://www.unicef.org/ghana/media/5551/file/Ghana's%20Roadmap%20for%20Strengthening%20the%20Gender%20Responsiveness%20of%20Social%20Protection%20Programmes%20Report.pdf（参照 2026-4-10）.
[43] https://www.mogcsp.gov.gh/mdocs-posts/national-gender-policy/（参照 2026-4-15）
[44] https://mofep.gov.gh/sites/default/files/pbb-estimates/2024/2024-PBB-MGCSP_.pdf（参照 2026-4-15）
[45] https://www.ilo.org/sites/default/files/wcmsp5/groups/public/%40africa/%40ro-abidjan/%40ilo-abuja/documents/publication/wcms_373458.pdf（参照 2026-4-10）.

	2023 年に、雇用均等法案（Draft Employment Equity Policy）が、雇用・労働関係省（Ministry of Employment and Labour Relations。以下、「MELR」とする。）と NCPD 及びガーナ障害者団体連盟（Ghana Federation of the Disabled。以下、「GFD」という。）との連携により策定され、障害者を含む社会的弱者の雇用における包摂性の促進が目指されている。

２－３. 障害関連施策[46]

① 保健医療

2020 年の国家保健政策（National Health Policy）[47]では、あらゆる形態の機能障害のある人々がケアを受ける際の障壁となる差別や偏見などが取り除かれることを確保し、特別な支援を必要とする人々を含む社会的弱者をエンパワメントすることを目指している。また、「すべての人に健康な生活を保障する」という理念のもと、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現に焦点を当てている。政策があるにもかかわらず、多くの障害者は、スロープの未設置などバリアフリー化されていないインフラや不十分な手話サービス、自己負担となる専門的なケアや支援機器の高額な費用といった困難に直面している。ガーナの憲法では、いかなる者も、その障害を理由として自由を奪われることはない（第 14 条(1)）と基本的人権を保障している。この憲法に沿い、精神保健法（2012）は、精神疾患を有する者の自由及び安全を保障すると規定し、精神保健庁が地域において精神保健の促進、精神疾患の予防、適切な地域精神保健ケアを提供するとされている。しかしながら、文化的・宗教的信念により、アルビニズムなどの障害のある人々は、特定のコミュニティにおいて、呪いや不吉な前兆と見なされ、コミュニティから追放される等の状況にさらされている。

<u>健康状態</u>

ガーナでは、平均寿命が上昇傾向にあるものの、妊産婦死亡率は依然として高く、母子の栄養改善が急務である。死亡と障害を合わせた最も大きな要因となるリスク要因は、2013 年も 2023 年も栄養失調という状況が続いている[48]。マラリア等の感染症による死亡は高い水準にある一方で、非感染性疾患（Non-Communicable Disease: NCDs）による死亡の割合が増加しており、疾病構造の変化がみられる。、2023 年の死因の第 1 位は、脳卒中であり、第 3 位は虚血性心疾患と死亡原因に変化がみられる[49]。国家保健政策（2020）によると、高齢化に伴い、筋骨格系疾患や神経変性疾患などの有病率やメンタルヘルスの負担も増加しており、一般的な精神疾患（うつ病や不安障害）の推定有病率は 10%に達する。

<u>医療サービスの提供状況</u>

障害者法（2006）では、障害者への無料医療サービスを規定している。郡議会に配分される

[46] 政府報告（2018）、複数のパラレルレポート（2024）、及び関連省庁の戦略書等に基づく。
[47] https://www.moh.gov.gh/wp-content/uploads/2020/07/NHP_12.07.2020.pdf-13072020-FINAL.pdf（参照 2026-4-10）.
[48] www.healthdata.org/ghana（参照 2026-4-10）
[49] 同上

国家歳入の 2%が、DACF を通じて、障害者の医療費、訓練、支援機器の支援に充てられている。リハビリテーションと必要な支援機器の提供も支援が行われている。しか一部の家族計画プログラムでは、手話による家族計画方法の学びが利用可能であり、一部の資料の点字版が印刷されている。しながら、障害者にとって不可欠な医薬品の多くが依然として NHIS の対象外であり、必要なすべてのケアへの無料アクセスを確保する仕組みは十分に整備されていない。パラレルレポート（2024）[50]によると、医療従事者が障害者や障害者の権利について十分な知識がなく、否定的な認識・態度、障害者患者との適切なコミュニケーションスキルの欠如のために、患者の権利、特に障害者からの同意取得の侵害が発生している。さらに、障害、性別、性的指向に関するスティグマや差別的態度や医療施設におけるインフラや情報のアクセシビリティ不足、障害に対する人権アプローチに関する訓練を受けた医療従事者の不足が、障害女性が性と生殖に関する保健サービスを利用することをさらに阻害している。

医療サービスへのアクセス

パラレルレポートによれば[51]、ほとんどの医療施設・機関はバリアフリー化が不十分であり、依然として障害者がアクセス不可能である。医療サービスに関する情報も、手話やその他のコミュニケーション手段の提供も利用しやすい形式で提供されておらず、手話通訳者を含む専門的なケアの訓練を受けた人材が不足している。病院のベッド、処方箋、医薬品の表示も、一部の障害者にとってアクセスが不可能な状況である。さらに、障害、性別、性的指向に関するスティグマや差別的態度も、障害女性が性と生殖に関する保健サービスや家族計画の権利を行使する上で悪影響を及ぼしている。

障害者法（2006）では、医療従事者が、障害者のリハビリテーションを効果的に支援するために必要な知識とスキルを身につけることを目的に、保健省と NCPD に対して障害者のニーズに合わせたリハビリテーションとハビリテーション技術に焦点を当てた医療従事者向けのカリキュラム研修の実施に協力することを義務付けている。パラレルレポートでは[52]、障害者法改正案（2024）に、ハビリテーション・リハビリテーションセンターに関する規定が盛り込まれたことを評価している。障害者の権利と福祉を促進する上で、これらのサービスが果たす重要な役割が期待されている。

支援機器

国家保健政策は、障害者法（2006）に基づいており一般医療及び専門医療、リハビリテーション、支援機器の無償提供を義務付けている。主な支援制度として、経済的障壁の軽減を目的とした NHIS や DACF があるが、実施上の課題や規制の執行が不十分な状況が続いている。障害者法（2006）は、税制優遇措置を通じて支援機器の製造業者や輸入業者を支援するためのインセンティブを規定している。政府は税制優遇措置を提供することで、支援機器の開発及び流通への投資を奨励し、それによってアクセシビリティとインクルージョンを促進しようとしてい

[50] GFD (2024)
[51] 同上
[52] Commission on Human Rights and Administrative Justice (CHRAJ)-Ghana (2024)

る。NCPD は、障害者に移動補助具を提供するための専用基金の管理責任を担う。この基金は、移動に困難を抱える人々が、車いす、松葉杖、義肢などの必須の支援機器を利用できるようにすることを目的としている。この責任を NCPD に一元化することで、支援機器の配布を効率化し、全国の障害者のアクセシビリティを向上させることを目指している。

しかしながら、パラレルレポートによると[53]、税制優遇措置の規則が制定されておらず、実施されていない。補助技術は NHIS の対象外であり、同制度は、視覚補助具、補聴器、整形外科用補助具、義歯などの医療用器具及び義肢を明示的に適用除外としている[54]。このように、実際はどのような支援機器も NHIS の対象外であるため、一般の障害者、特に貧困層がこうした機器を利用することはほぼ不可能である。

健康保険

NHIS は、外来、入院、及び一部の専門医療サービスを保障の対象としている。2025 年時点の加入率は約 56%である[55]。保健サービスのインクルージョンを実現するため、障害者の自宅訪問による制度への登録が行われている。政府による LEAP プログラム[56]に、「重度障害者」として登録されている障害者は、NHIS 保険料の支払いが免除される。総括所見では、NHIS における障害者の登録率が低いこと、障害者に不可欠な医薬品の大部分が依然として同制度の対象外であること、さらに障害の権利モデルに基づき医療従事者を養成するための包括的な戦略が存在しないことが懸念として表明されている。障害者権利委員会は、NHIS への障害者の加入を促進するとともに、NHIS を改正し、すべての障害者が手頃な価格で支援機器を利用できようにすること、同制度における障害者向け必須医薬品の適用範囲を拡大することを勧告している。

② 教育

法整備状況

ガーナでは、憲法においてすべての人に平等な教育を受ける権利を規定している。教育法（2008）では、特別な支援を必要とする児童にとって学校がアクセシブルなものとなることを義務付けることによってインクルーシブ教育の推進を目指している。また、インクルーシブ教育政策（2015、及び 2024 改正案）では、教育機関に通うすべての人が、教育のあらゆる側面において平等なアクセスを享受する権利を保障することを目指している。ガーナ政府は、基礎教育及び中等教育機関に通う障害のある学生は、学費を無料としている。

就学状況

2017/18 年の調査によると[57]、12～17 歳の障害のない児童・生徒の不就学率は 8%である

[53] GFD (2024)
[54] https://www.nhis.gov.gh/benefits（参照 2026-4-15）
[55] https://www.nhis.gov.gh/News/nhis-active-membership-hits-56-percent-coverage--5966（参照 2026-4-15）
[56] https://www.mogcsp.gov.gh/projects/livelyhood-empowerment-against-poverty-leap/（参照 2026-4-15）
[57] University of Ghana/International Center for Evidence in Disability/Mastercard Foundation (2023) Disability – Inclusive

のに対し、同年齢の障害のある児童・生徒の不就学率は 17%である。障害のある児童・生徒の初等・中等・高等教育の修了率は、障害のない児童・生徒の修了率より低い[58]。初等教育では、障害のない男子の修了率は 72%、女子は 75%であるのに対し、障害のある男子の修了率は 67%、女子は 62%である。同様に、中等教育では、障害のない男子の修了率は 67%、女子は 58%であるのに対し、障害のある男子は 51%、女子は 38%であり、初等教育より格差が大きい。高等教育では格差はさらに大きく、障害のない男子生徒が 17%、女子が 11%であるのに対し、障害のある男子は 2%、女子は 3%である。

インクルーシブ教育

2015 年に策定されたインクルーシブ教育政策は、すべての子どもたち、特に特別な教育ニーズのある子どもや社会的弱者層が、通常の学校制度の中で質の高い教育に公平にアクセスできることを促進する。学びのユニバーサルデザインを取り入れて、分離された特別支援教育から、包括的な「オールインクルーシブ」なアプローチへの転換を目指している。政府報告書によると、70 郡の 379 校でインクルーシブ教育のパイロットを試行している。しかしながら、多くの教員がこの方針を受け入れているものの、その効果的な実施方法に関する専門的な研修が不足している。また、点字、補聴器、バリアフリー施設などの専門的な学習教材やインフラに対する予算が限られ十分な支援を提供できない状況である。さらに、一部の地域社会では依然として偏見が残り、障害のある子どもを隠したり、インクルージョンに抵抗する状況がある。総括所見では、改定中のインクルーシブ教育政策の実施開始を加速させるとともに、隔離教育から質の高いインクルーシブ教育への移行期限を定めた行動計画を策定・実施すること、障害のあるすべての児童・生徒が教育のあらゆる段階において合理的配慮と個別化された支援を受けられるよう、十分な予算配分並びに技術的・人的資源を確保することを要請している。

特別学校

ガーナ政府が障害者権利委員会に提出した政府報告書（以下、「政府報告」と記す。）[59]によると、教育省は、ガーナ教育庁の特別教育局を通じて、各地域に特別学校（盲学校、ろう学校、知的障害児特別学校）を設立している。民間の個人による特別学校も設立されている。特別な支援を必要とする児童・生徒のために、特別学校の他に、特別学級のある学校と統合型学校（integrated school/institute[60]）がある。ガーナ政府は、2026 年 7 月の新年度から、特別学校への入学を無料とする予定である。特別教育局は、視覚障害のある学習者のために、点字教材を制作している。特別支援を必要とする児童に対しては、学校に加えて家庭においても巡回教員を活用した支援サービスを提供している。また、特別支援教育を必要とする児童の特定と対応について、教員への研修を実施している。

Education & Employment, Understanding the Context, Ghana (Ghana Multiple Indicator Cluster Survey 2017/18)

[58] 同上

[59] Initial report submitted by Ghana under article 35 of the Convention, due in 2014 (2018)

[60]障害のある児童・生徒を受け入れている教育機関。

③　ジェンダー（障害女性等）

法整備状況

障害者法（2006）には、障害女性・女児に関する具体的な規定はなかったが、ガーナ政府は、2024 年にジェンダー平等を促進することを目的に、女性アファーマティブ・アクション（ジェンダー平等）法を制定した。同法は、2026 年までに意思決定職における障害者を含む女性の割合を少なくとも 30%にすることと、公的機関に対し男女平等プログラムのための予算を計上することを義務付けている。性差別被害者に対する法的救済措置も規定している[61]。国家ジェンダー政策（2025-2034）は、ガーナの国家中期開発政策(2022-2025）に盛り込まれている。ジェンダー平等を国家開発に主流化することを目指す戦略的枠組であり、女性や社会的弱者のエンパワメント、女性のリーダーシップの促進、経済的機会の拡大、法的権利の保障、ジェンダーに配慮した社会保護システムの推進に重点を置く。総括所見（2024）では、障害のある女性・女児、並びにアルビニズムのある女性・女児が直面する多重的かつ交差的な差別に対する法的保護を提供するよう勧告している。上記の法整備・政策の策定によって、障害のある女性・女児の人権が保障され、差別が解消されて、状況が改善することが期待されている[62]。同時に、OPD からは、法整備・政策のもとに、実際の取組が行われること、そのための関係者間の連携強化が重要であると指摘されている[63]。

障害女性の状況

2017/18 年の調査によると[64]、障害のある児童・生徒の中でも、女子と男子では初等・中等・高等教育の修了率に格差がある。特に、中等教育では、障害のある男子は 51%であるのに対し女子は 38%と大きな差がある。パラレルレポートは以下の点を指摘している[65]。

- 2024 年の障害者法案によって、障害の種類ではなく、障害女性の具体的なニーズに基づく柔軟な勤務時間が認められるようにすべきであること
- 2007 年家庭内暴力法には、障害女性を保護する具体的な規定が欠如しているため、障害女性に対する性的虐待や暴力の事例は国家によって対処されないことが多く、警察がこうした事件に関心を示さない場合があること
- 政策立案や意思決定への障害女性の参加を促進する具体的な措置は存在しないこと
- 法廷へのアクセスが困難で、手話通訳が不足し、法的権利に関する認識の低さから、司法へのアクセスにおいて障壁に直面することが多いこと

[61] https://parlcent.org/a-decade-of-determination-ghanas-journey-to-gender-equity/, https://www.mogcsp.gov.gh/mogcsp-launches-affirmative-action-act-to-advance-gender-equality-in-ghana/(参照 2026-4-10)

[62] https://www.mogcsp.gov.gh/gender-minister-receives-gfd-to-strengthen-collaboration-on-disability-inclusive-development/(参照 2026-4-15)

[63] https://www.mogcsp.gov.gh/gender-minister-receives-gfd-to-strengthen-collaboration-on-disability-inclusive-development/(参照 2026-4-15)

[64] University of Ghana/International Center for Evidence in Disability/Mastercard Foundation (2023) Disability – Inclusive Education & Employment, Understanding the Context, Ghana (Ghana Multiple Indicator Cluster Survey 2017/18)

[65] GFD (2024)、Voices of Women and Children with Disabilities and Caregivers of Children with Disabilities in Ghana (VOWACGhana) (2024)

- 性と生殖に関する保健サービスへのアクセスが物理的障壁、アクセシブルな情報の不足、差別的な態度によって制限されていること
- 国家ジェンダー政策の内容は評価に値するものの、政策を具体化するための予算配分や適切な資金支出が不十分であり、障害女性が権利を享受するうえで障壁を解消しきれていないこと

④ 職業訓練、雇用、就労

法整備状況

ガーナの労働法（2003）は、雇用、職業訓練、職場における差別を禁止している。同法には、以下が規定されている。

（1）障害者は、雇用センターに登録を申請することができる。
（2）障害者を雇用する雇用主は、特別優遇措置が提供される。
（3）障害者を雇用する雇用主は、最寄りの雇用センターに届け出なければならない。
（4）障害者との雇用契約には、職務または役職の詳細、労働時間、報酬額、交通手段、当該雇用により当該者に付与されるべき特典を含めなければならない。
（5）公務員となる障害者は、労働時間の短縮が認められているか否かにかかわらず、他の者と同等の条件で任用されなければならない。
（6）雇用後に障害を負った者の雇用は、その者の残存する就労能力が、同一の事業体内で同一または他の相当する職務に就くことができるものである限り、終了してはならない。ただし、そのような相当する職務が見つからない場合、通知により雇用を終了させることができる。
（7）障害者に対して行わなければならない解雇の予告期間は 1 か月以上としなければならない。
（8）障害者がその雇用のあらゆる側面に対処するために訓練または雇用維持することが必要な場合、雇用主は、その費用を負担して、当該者に対する訓練または再訓練を提供または手配することができる。

国家雇用政策（2015)は、障害者の経済的包摂を優先事項として、TVET を通じた雇用適性の向上、労働市場における差別の撤廃、ディーセント・ワークの促進に重点を置いている。2023 年には、雇用均等法案（Draft Employment Equity Policy）が MELR と NCPD 及び GFD との連携により策定され、障害者を含む社会的弱者の雇用における包摂性の促進が目指されている。

就労状況

障害者法（2006）は、障害者を雇用する事業主に対する税制優遇措置や、職務遂行に必要な用具及び適切な設備の提供が規定されているが、違反した場合の罰則等は規定されていない。また、公的部門及び民間部門に対する障害者雇用割当制度は導入されていない。総括所見（2024）によると、「障害者の雇用を支援するための一定の法律、政策、及び取組が存在するに

もかかわらず、障害者の就職率は依然として低いままである。ガーナ政府の SDGs の自発的国家レビューに基づく国際開発計画（United Nations Development Programme。以下、「UNDP」という。）の報告書によると、2021 年の障害者の失業率は 13.5%（男性 11.1%、女性 15.4%）であった[66]。

総括所見では、「障害者法」は、合理的配慮の拒否を職場における差別の一形態として認めておらず、民間部門を含め、障害者に対する同一労働同一賃金の原則は存在しないこと、教育や TVET へのアクセスが不足しており、雇用主の意識も低く、障害者を一般労働市場から排除する一因となっていること、障害者向け雇用センター及び OPD が提唱する雇用機会均等政策はいまだ確立されていないことに懸念を表明している。パラレルレポートは以下の点を指摘している。

・障害者の就職率が著しく低い水準にあること
・職場における障害者の雇用可能性を制限する構造的・制度的障壁への対応はほとんど進んでいないこと
・雇用主が個別支援を提供する法的義務を負わないため障害者の有意義な雇用へのアクセスに悪影響を及ぼしていること
・障害者の課税所得に対する税額控除や障害者を雇用する企業に対する特別優遇措置が定められているが、これらの措置に関する明確な説明はなく実施されていないこと
・OPD が政策策定・実施に積極的に参加して障害者の公平な雇用機会を促進する雇用均等政策の策定プロセスが遅々として進まないこと

職業訓練

ガーナにおける障害者への職業訓練は、主に教育省の特別教育ユニット（Special Education Unit）が管轄し、盲人やろう者のための国立学校などを通じて技術・職業教育を提供している。高等教育と職業訓練は、ILO の指針に基づき、障害者が一般の職業訓練サービスや技術・職業指導プログラムにアクセスできる環境整備が進められている。2020 年に教育規制機関法（Education Regulatory Bodies Act 2020）が制定され、技術・職業教育訓練委員会（Commission for Technical and Vocational Education and Training: CTVET）[67]が設立された。しかしながら、障害者の就学率は低い水準にとどまっている。Ghana TVET 報告書[68]によると、2022 年に、合計 231 校の職業訓練校のうち、77 校で、合計 357 名（男性 57.4%、女性 42.6%）の特別支援を必要とする学習者が就学した。また、修了率については、調査対象となった教育機関のうち、2020/2021 学年度には、計 70 名の障害者が卒業し、その内は男性 29 名（41.4%）、女性 41 名（58.6%）であった。

[66] UNDP (2025) Counting Everyone In: What Will It Take for Ghana to Achieve Disability Inclusion by 2030? (https://www.undp.org/sites/g/files/zskgke326/files/2025-12/policy_brief-achieving_inclusion_for_all.pdf#:~:text=In%20the%20same%20period%2C%20only%208%25%20of,2023%20noted%20in%20the%20next%20VNR%20cycle)
[67] https://ctvet.gov.gh/
[68] Ministry of Education/CTVET (2023) Ghana TVET Report 2nd edition (2023).

⑤ 社会保障、障害福祉サービス

法整備状況

2008 年より、ガーナ政府は貧困で脆弱な世帯を対象に現金給付を行う LEAP プログラム[69]を導入している。プログラムの対象は、1)孤児や脆弱な子ども、2)生産能力がなく重度な障害のある人、3)65 歳以上の高齢者、4)極度の貧困状態にある世帯[70]、または妊婦や乳児のいる母親がいる脆弱な世帯、である。主な支援内容は、基本的な生活ニーズを支援する隔月の現金給付、NHIS への無料加入である。郡議会共通基金の 3%は、障害者等の生計向上活動を支援するために確保される。

サービス提供の実態

LEAP プログラムの受益者は、プログラムが開始した 2008 年は 1,654 世帯であったが、2023 年は約 35 万世帯まで増加している。このうち障害者を有する世帯は 17%であった。障害者の社会保障について、総括所見は、貧困状態にある障害者の数が非常に多いこと、障害に関連する財源を含め、障害者の適切な生活水準を保障する包括的な社会保護制度が存在しないことに懸念を表し、以下を勧告した。

- 障害者を対象とする社会保障及び貧困削減に関する法令、政策、戦略を策定する。
- 障害に関連する費用を賄うための補助金や手当を含む普遍的な社会保障制度を導入し、他の収入源を持たないすべての障害者が適切な生活水準を確保できるようにする。
- 同時に、スティグマに対処し、彼らの特有のニーズに対する理解を深める。
- 農村部や遠隔地を含め、安全で手頃な価格の飲料水及び衛生設備へのアクセスを拡大するプログラムや適切な生活水準を促進するためのプログラムに障害者を組み入れる。
- 郡議会共通基金の申請手続きを簡素化し、啓発活動を強化する。同時に、郡議会共通基金から障害者に割り当てられる 3%の配分に関する認知度と利用機会を高めるための包括的なガイダンスを提供する。

⑥ 運輸交通、都市開発(アクセシブルなまちづくり等)

法整備状況

障害者法(2006)では、障害者は、すべての公共施設とサービスにアクセス可能であることを保障している。障害者法には、商業バスにおける障害者用座席の確保義務、交通ネットワークの設計・建設・運営において障害者のニーズを考慮する政府の義務、障害者用に改造された車両の輸入に関する障害者向け特別手当、障害のある歩行者に対する運転者の行動に関する規則、障害者用駐車スペースに関する規則など、交通関連規定が複数ある。建築規制(2022)は、新規公共建築物において、障害者のためのバリアフリー設備を整備することを義務付けている。

[69] https://leap.mogcsp.gov.gh/(参照 2026-4-15)

[70] 貧困レベルは、家財・資産保有状況、世帯構成、就業状況、教育水準など所得と相関する複数の指標を用いて貧困度を推計し(Proxy Means Test)判定される。

ユニバーサルデザインの原則に加え、バリアフリー設備では、スロープ、車いす用指定駐車スペース、バリアフリー対応のエレベーター、及びトイレの設置を求めている。トイレには、障害者のために垂直・水平の手すりを設置しなければならないとしている。

バリアフリー化の実態

パラレルレポートによると[71]、ガーナにおける障害者にとって、交通機関へのアクセスは依然として大きな課題である。障害者法等により多くの規定があるにもかかわらず、アクセシビリティに関する規定はほとんど実施されていない。道路は依然としてアクセス不可能であり、覆いのない側溝、点字ブロックの不足、身体障害者や視覚障害者の利用を妨げる障害物が存在する。新しく建設された歩道橋も、特に車いす利用者にとって問題を生じる状況が続いている。また、国内航空会社によれば、航空機の小型化と保険契約の制約により、車いすの搭載が不可能である。障害者の移動技能訓練やモビリティ指導員、専門職員も不足している、と指摘している。

⑦ 情報アクセシビリティ

質問回答（2024）によると、現行の2024年障害者法案(第48条)には、情報・通信・技術サービスへのアクセスに関して次のような規定がある。

- 通信・デジタル化担当大臣は、障害者が情報にアクセスできるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 公衆に情報通信技術サービスを提供する者は、当該サービスが障害者に利用可能となるよう適切な措置を講じなければならない。
- テレビ、ラジオ、ソーシャルメディアプラットフォームなどの媒体を通じて公衆に情報を提供する者は、障害者がその情報にアクセスできるよう、アクセシビリティを確保しなければならない。
- 公衆に情報を提供する者は、以下の形式を含むアクセシブルな形式で情報を提供しなければならない。(a)点字、(b)ガーナ手話、(c)補助代替コミュニケーション、(d)ライブ文字起こし技術、(e)触覚／点字標識（tactile signage）、(f)読みやすい、(g)大文字。

情報公開法（2019）には、障害者がアクセス可能な形式での情報提供に関する規定は含まれていない。適切なアクセシブルなコミュニケーション手段（異なる言語を含む）の使用に関するガイドラインは存在しない。

パラレルレポートによると[72]、国からの公式文書の大半は、手話、点字、簡易読み版など、障害者が選択するコミュニケーション手段で伝達されることは通常なく、公共イベントにおける公共通信（テレビ放送）は、依然として手話通訳や字幕なしで行われている。ガーナろう者協会（

[71] GFD (2024)
[72] 同上

GNAD）が手話をガーナの公用語として認めるよう提唱しているにもかかわらず、顧みられておらず、手話はガーナの国内法において一切認められていない。さらに、点字、手話等に精通した訓練を受けた専門家が不足しており、効果的なコミュニケーションとサービス提供を制限している。

⑧ 防災

2022 年に NCPD は、NADMO と連携し、全国障害者災害リスク管理ガイドライン（National Disability Inclusive Disaster Risk Management Guidelines）を策定した。本ガイドラインは、既存の災害管理枠組を補完して、災害リスク対応の事前・最中・事後において、障害者が優先的に配慮されることを保障するものである。しかしながら、パラレルレポートによると[73]、本ガイドラインは公表されたが、未だに実施されていない。緊急事態における障害者向けの具体的な措置は存在しない。2023 年 9 月のアコソンボダム及びクポンダムの放流により、1,004 人の障害者を含む 26,000 人が避難を余儀なくされた。[74] 放流前、緊急警報はアクセシブルな形式で提供されず、視覚・聴覚・認知障害のある人々の情報伝達を阻害した。また、障害者及び OPD は緊急事態対応計画策定に関与しておらず、その結果、彼／彼女らのニーズが見過ごされている。

[73] 同上

[74] GFD Report 2023, Rapid Assessment on the spillage of excess water in the Akosombo and Kpong dams (https://constromartafrica.com/wp-content/uploads/2023/10/2023-Akosombo-and-Kpong-Dams-Spillage-A-Rapid-Assessment-Report.pdf（参照 2026-4-15））

3. 国際条約及び国際協力等の実績

3－1. CRPD 批准による対応状況[75]

ガーナ政府は 2007 年 3 月 30 日に CRPD に署名し、2012 年 7 月 31 日に批准している。選択議定書には批准していない。2018 年に障害者権利委員会に政府報告書を提出した。建設的対話を経て、2024 年に障害者権利委員会は総括所見を採択した。総括所見では、CRPD を実施するために、障害者の権利を促進する公共政策の枠組を確立するために講じられた措置、特に「精神保健法（2012）及び「免除法」（2022）、児童・家族福祉政策（2014）及び社会保護政策（2014）、「建築環境に関するアクセシビリティ基準（2016）及び「建築規制（2022）、改訂版インクルーシブ教育政策（2024）、国家ジェンダー政策（2023-2032）の策定などが評価された。一方で、障害者権利委員会は、直ちに講じるべき措置として、憲法、刑事犯罪法（Criminal Offences Act）等 を改正して、侮蔑的な用語を削除し条約に沿った表現に置き換えること、「2024 年障害者法案」の成立を早めるためのスケジュールを策定すること、条約に基づき、既存及び新規のすべての法律・規則が、障害の権利モデルに準拠するよう確保すること、知的障害及び心理社会的な障害、並びにアルビニズムを含む障害のある女性や女児が、その代表組織を通じて、自身に影響を及ぼす法律、政策、プログラムの策定、実施、モニタリング、及び評価において、緊密に協議し、積極的に関与できるよう確保すること等を強調している。次回の政府報告提出期限は 2030 年である。

3－2. マラケシュ条約実施状況

2017 年に、ガーナ政府はマラケシュ条約（視覚障害者等のための著作物へのアクセスを促進するための条約）に批准した。2024 年障害者法案(第 48 条)には、障害のある人々が情報にアクセスできるように必要な措置を講じなければならないとしている。障害者権利委員会へのパラレルレポートは[76]、マラケシュ条約に批准後も、学校施設ではすべての障害に対応する代替形式で教材が作成されておらず、出版物へのアクセスが促進されていない、文書へのアクセス権を保障する国内法化がされていないと指摘している。

3－3. SDGs 関連政策における障害分野の取組

国連統計局 SDGs 指標データベースによると、指標 1.3.1「社会保障制度によって保護されている人口の割合」において、重度障害者の障害手当受給割合は、2019 年は 0.2%であったが、2022 年は 0.1%であった[77]。障害者に関する指標は同指標のみである。

ガーナ政府は、2019 年、2022 年及び 2025 年に各国政府が SDGs の達成状況や政策の進捗を国連のハイレベル政治フォーラムに報告する自発的国家レビュー（Voluntary National

[75] https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode=Ghana%3dEN（参照 2026-4-15）
[76] GFD (2024)
[77] https://unstats.un.org/sdgs/dataportal/countryprofiles/gha（参照 2026-4-15）

Review。以下、「VNR」という。）を行った。第 2 回 VNR 報告書（2022）では、「参加と包摂」に焦点を当て、障害者や社会的弱者の状況把握に努めるとともに、状況把握のための正確なデータが不足していることが認識された。第 3 回 VNR 報告書（2025）によると、市・郡議会、市民社会組織、民間セクター、学会、伝統的指導者、OPD、女性、若者等、幅広いステークホルダーと協議を行い、障害者の視点を反映した障害者を包摂する社会保護制度の改善に注力している。

3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組

ガーナ政府は、女子差別撤廃条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women: CEDAW）を 1986 年に批准した。最新の総括所見は 2014 年に採択され、その後数年にわたりガーナ政府へのフォローアップが継続された。最新の政府報告は 2026 年 4 月に提出され、女性に対する暴力への取組や人身取引や搾取を根絶するための立法措置、女性の政治参加、女性の教育の権利、女性の経済・社会的権利、婚姻や家庭内での平等、にいまだ課題があることが示されている。

ガーナ政府は、児童の権利に関する条約（Convention on the Rights of the Child: CRC）を 1990 年に批准した。最新の総括所見は 2026 年に発出された。同所見は、ガーナ政府が「拷問等禁止条約の任意議定書」及び「国際養子縁組における児童の保護及び協力に関する 1993 年ハーグ条約（第 33 号）」の批准、「児童婚の根絶に向けた国家戦略的枠組み（2017-2026 年）」の採択、 2020 年サイバーセキュリティ法、2024 年アファーマティブ・アクション法、2025 年社会保護法などの法律の採択について評価した。一方、虐待、ネグレクト、性的虐待及び搾取、有害な慣行、障害児、健康、生活水準、及び教育について緊急の措置を講じる必要があると勧告した。障害児については、「障害者法」を含む法制度を障害の人権モデルと整合させること、障害児に関するデータを収集し状況調査を行うこと、障害児に関する政策・戦略を策定し、実施に十分な資源配分をすること、早期特定や介入、リハビリテーションプログラム、メンタルヘルスなどを含む質の高い医療へのアクセスを確保すること、障害のある子どもを保護し、スティグマや偏見と闘い、権利保有者としてのイメージを促進するための啓発を拡大することを勧告している。

また、ガーナ政府は、障害者が適切な職業リハビリテーションを受け、他の人と平等に雇用機会へアクセスできるよう、各国に対して国家政策の策定と実施を求める国際条約である障害者の職業リハビリテーション及び雇用条約（ILO159 号条約）[78]を批准していない。

3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績）

• 日本政府[79]

[78] Vocational Rehabilitation and Employment (Disabled Persons) Convention、1985 年発効

[79] JICA 国別事業一覧（https://www.jica.go.jp/activities/schemes/partner/kusanone/country/project/ghana.html）、外務省国別約束情報（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html）を基に記載。（参照 2026-4-15）

・ ボランティア派遣

• 他ドナー

【国際機関】

世界銀行(The World Bank)

・ ガーナ生産的セーフネットプロジェクト(Ghana Productive Safety Net Project 2)(2023-2026)[80]

・ 「Extending Universal Health Coverage to the Urban Poor in Ghana(分析報告書)[81]」

国際連合／国連開発計画／国連児童基金／国連人口基金／世界食料機構／ヨーロッパ連合／世界銀行

・ LEAP プログラム(2008～)[82]

国連教育科学文化機関／外務・英連邦・開発省／教育成果基金／ブリッジズ基金管理／UBS[83]オプティマス財団／ジェイコブス財団／国際 NGOs／ローカル機関(2023-)

・ ガーナ教育成果プロジェクト(Ghana Education Outcomes Project)[84]

UNDP(Ghana Federation of Disability Organizations を通じた実施)

・ ヤング・アフリカ・イノベート・プログラム(Young Africa Innovates programme)[85]

【二国間援助機関】

イギリス援助庁(UKaid)

・ ガーナ参加プログラム(Ghana Somubi Dwumadie (Ghana Participation Programme))(2020-2024)[86]

【国際 NGO】

Humanity & Inclusion

・ インクルージョンの種プロジェクト(Sowing the Seeds of Inclusion)(2021--)

・ 不発弾被害者のリハビリテーション・社会復帰支援プログラム(UXO[87] victim rehabilitation and inclusion programmes)(2018-)

CBM(Prosthetic and Orthotic Worldwide Education and Relief)

・ 地域に根差したインクルーシブ開発(2018-2022)

[80] https://projects.worldbank.org/en/projects-operations/project-detail/P180659(参照 2026-4-13)
[81] https://documents.worldbank.org/en/publication/documents-reports/documentdetail/099200503262610048(参照 2026-6-9)
[82] https://www.mogcsp.gov.gh/projects/livelyhood-empowerment-against-poverty-leap/(参照 2026-4-15)
[83] Union Bank of Switzerland
[84] UNESCO 等との共同事業。(参照 2026-4-15)
[85] https://africayouthinnovate.org/about-us(参照 2026-4-16)
[86] https://options.co.uk/programme/ghana-somubi-dwumadie/#:~:text=Ghana%20Somubi%20Dwumadie%20(Ghana%20Participation,specific%20focus%20on%20mental%20health(参照 2026-4-16)
[87] Unexploded Ordnance

【民間】

Mastercard (Ghana Federation of Disability Organizations を通じた実施)

- We Can Work Program (2023-2030)
- Building the financial capability of people with disabilities (2024-2027)

4. 障害関連団体の活動概況[88]

4－1. 障害当事者団体の活動概要

ガーナの OPD の取組は、主に啓発、教育、技能開発、政策提言における活動に重点が置かれている。障害種別や当事者の属性による機関の特性を生かして、関連する政府機関や NCDP の会合に参加し、連携した取組を行う機会を持つ。主要な団体・連合体は、CRPD のパラレルレポートを提出している。

団体名	概要
ガーナ障害者連合（GFD） https://gfd.org.gh/	1987 年に設立。ガーナ全土の OPDs を統括する全国的な連合組織。CRPD のパラレルレポートを作成・提出。9 つの OPD（聴覚障害、自己免疫・神経疾患、知的障害、視覚障害、身体障害、心理社会的障害、身体障害のある女性、アルビニズム、発話障害、等）が所属する。加盟団体は自律性を持ち、それぞれの障害に関連する具体的な課題に取り組む一方、GFD は一般的、横断的な事項に取り組む。ハンセン病患者、小人症の人々、特別な支援を必要とする子どもを持つ親などの OPD とも連携。障害者の基本的権利と自由の促進を目的に、インクルーシブ雇用、保健、インクルーシブ教育等のテーマに取組、プロジェクトを実施している。
ウィメン・イネーブルド・インターナショナル（Women Enabled International: WEI） https://womenenabled.org/	2012 年設立。女性と障害者の人権擁護の国際団体。ジェンダーと障害の交差性という枠組を国際人権擁護活動に応用する先駆者。国連でのアドボカシー活動長年実施。ガーナでは、GFD と連携し、2024 年に CRPD のパラレルレポートを提出。
ガーナろう者協会（Ghana National Association of the Deaf: GNAD） https://gnadgh.org/	1968 年設立。ガーナのろう者団体の統括組織。世界ろう者連盟（World Federation of the Deaf）と GFD に加盟。ガーナ国内の推定ろう者の内、ほぼ 100%の会員約 11,000 人（男性 60%、女性 40%）を組織。教育や情報のアクセスを確保し、コミュニケーションの障壁を取り除き、ろう者の機会均等の提唱を担っている。
ガーナ盲人協会（Ghana Blind Union: GBU） https://ghanablindunion.org/	2010 年に、1951 年設立のゴールド・コースト盲人協会と 1963 年設立のガーナ視覚障害者協会が合併して誕生。視覚障害者や弱視者が尊厳のある生産的な生活

[88] 本調査で実施したアンケート調査、各団体ウェブサイト、複数のパラレルレポート（2024）及び政府報告（2018）に基づいて記載。

	を送るための平等な権利と機会を享受できる公正な社会の実現を目指し、啓発活動、教育・訓練・リハビリテーションの提供を実施。ガーナの全 16 行政区に 218 の地区支部を展開。会員数は 23,920 名、その内 48%が女性。GFD に加盟。
ガーナ障害のある女性・子ども・介助者の会（Voices of Women and Children with Disabilities and Caregivers of Children with Disabilities in Ghana）(VOWAC Ghana) https://vowacghana.org/	2020 年設立。障害のある女性や子ども、障害児の介護者が、基本的人権を最大限に実現・享受し、社会に包摂されるよう人々が直面する格差解消を目的とする。エンパワメント、調査研究、アドボカシー活動を実施。2024 年に CRPD のパラレルレポートを提出。
アフリカ・アルビノ・ネットワーク Africa Albinism Network (AAN) https://africaalbinismnetwork.org/	2021 年発足。アルビニズムのある人々が差別のない包摂的な世界を目指す。2024 年に CRPD のパラレルレポートを提出。
インクルージョン・ガーナ（Inclusion Ghana） https://inclusion-ghana.org/	2009 年設立。インクルージョン・アフリカ、インクルージョン・インターナショナル、ダウン症国際連盟、GFD の加盟団体。知的・発達障害のある障害者とその家族の社会参加を推進する国内最大のネットワーク組織。アドボカシー、わかりやすい版のガイドラインの策定など、幅広い活動を実施。
ロシェル・ブラゴ・ボアキエ財団（Roshelle Brago Boakye Foundation） https://www.robbfoundation.org/	2016 年設立。ダウン症の人々の権利、インクルージョン、精神保健、社会的保護の向上に取り組む。

4－2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
Human Rights Advocacy Centre (HRAC) https://hracghana.org/	2008 年設立。障害者を含む人権の促進と保護を目的に、調査・研究、アドボカシー、無料法律サービスの提供を主要分野をとして、政策提言、社会的包摂、保健、TVET プロジェクト、啓発プログラムを全国で展開。
Hope for Life Association https://www.facebook.com/hopeforlifeghana/	1986 年設立。障害者及び家族の支援グループ。16 の支部を持つ。健康、教育と技能の修得、地域の支援施設の設立等を通じて障害者の経済的自立を支援。

5. 障害者が直面する障壁・ニーズ[89]

5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁・ニーズ

ガーナでは、障害者がアクセス可能な保健医療サービスを受けられる環境整備が不十分である。複数のパラレルレポートは以下を指摘している。

- 物理的な移動上の障壁：医療施設までの道路や公共交通機関、施設のスロープの欠如などバリアフリー化されていないインフラが多い。
- 自由な移動を支援する専門的な支援機器の不足：必要な支援機器が高額なため購入できないほか、機器の使い方をガイドする人材も限られている。
- 医療従事者を含む関係者による障害者の状況の理解不足：手話サービス等の支援が不足しており、十分なコミュニケーションができないため、保健医療サービスへのアクセスにおける大きな障壁となっている。
- 障害者に対する偏見・差別：文化・社会的背景から、障害のある人々がコミュニティによっては包摂されにくい状況がある。

これらの障壁を取り除くために、保健医療施設へのアクセシビリティを改善し、手話やその他のコミュニケーション手段を用いて、よりアクセシブルな形式で保健情報を提供することが不可欠である。具体的には、保健医療施設の改修や、NHIS の適用範囲の拡大、障害のある患者の権利を尊重し、効果的なコミュニケーションを行うための医療従事者への研修、さらに障害女性に影響のあるスティグマ解消の啓発活動を実施する必要がある。

5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ

障害児の教育においては、不就学児童の割合が大きいことと、修了率の低さが課題である。統計では、障害児の不就学率は障害のない児童より高く、初等教育から中等、高等教育に進むにつれ格差は大きくなる。背景として、点字、補聴器、バリアフリー施設などの一人一人の障害児童に適切な専門的な学習教材やインフラに対する予算が限られ十分な支援を提供できない状況がある。教員の障害理解や専門的な指導能力の不足も学習の継続を妨げている。また、一部の地域社会では、障害者に対する偏見が依然として残り、特に女子やアルビニズムの特性のある子どもを隠すこともある。適切な支援を得られないことから、障害児の保護者に経済的、心理的、身体的過度の負担が生じている。質の高いインクルーシブ教育への移行のためには、十分な予算措置と教員養成の強化、施設の改善、個別のニーズに応じた教材・支援体制の整備に加えて、インクルーシブ教育に対するコミュニティの啓発も必要とされる。

5－3. 就労に関する障壁・ニーズ

就労分野では、障害者の雇用を支援するための法整備、取組が進められているが、障害者の

[89] 複数のパラレルレポートを基に記載。

就職率は依然として低い。合理的配慮の不提供は職場における差別の一形態として認められておらず、民間部門を含め、障害者に対する同一労働同一賃金の原則は存在しない。求人広告にアクセスしにくい。障害者の課税所得に対する税額控除や障害者の雇用主に対する特別優遇措置が定められているが、パラレルレポート[90]によれば、これらの措置に関する明確な取り決めがなく、ほとんど実施されていない。教育や TVET へのアクセスが不足しており、修了率も低い。障害者の就労に関する信頼できるデータが不足していることも指摘されている。これらに対処するためには、障害者のインクルーシブな就労を促進する法整備の改善、障害者の教育や TVET へのアクセスの改善と修学支援、雇用者側への啓発活動が重要なニーズである。

5－4. 移動に関する障壁・ニーズ

移動に関しては、障害者法にて、障害者がすべての公共施設とサービスにアクセス可能であることが保障され、建築規制にてバリアフリー化が規定されている。しかしながら、アクセシビリティに関する規定はほとんど遵守されておらず、障害者にとって交通機関へのアクセスは依然として大きな課題である。障害者の移動技能訓練やモビリティ指導員や専門職員も不足している。以上の制約によって、保健医療サービスへのアクセスや就学、就職の妨げとなっている。これらの課題に対し、既存の法整備・政策・規制を実行に移し、公共交通や道路の整備、インフラのユニバーサルデザイン化、移動支援を進めることが必要とされる。

5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ

情報保障の分野では、法整備と実態に乖離があり、障害者が必要な情報にアクセスできない状況が見られる。手話通訳、点字、わかりやすい版などのアクセシブルな情報提供が不足しており、医療、教育、司法などの場面でコミュニケーションの困難が生じている。障害種別に応じた情報保障も不十分であり、ガーナ手話は公用語として認められていない。情報へのアクセスが限られていることにより、法律上の権利や支援制度が存在しても利用されない状況が生じている。これらに対処するためには、情報・通信・技術サービスへのアクセスを保障する条項をもつ 2024 年障害者法案(第 48 条)を早期に承認・実行し、障害者の個別のニーズに応じた多様なフォーマットによる情報提供、情報保障・制度に関する普及・啓発、コミュニケーションの支援体制・サービス提供の定着が求められる。

5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ

障害女性は、障害とジェンダーの交差性から複合的な困難に直面している。一般に障害者は、偏見やスティグマによって、政治・公共活動から排除されやすいが、この社会的排除は女性障害者において特に深刻である。また、障害女性に対する性的虐待や暴力の事例は行政による介入や適切な対応がなされないことが多い。特に性と生殖に関する保健サービスへのアクセ

[90] GFD (2024), Commission on Human Rights and Administrative Justice (CHRAJ)-Ghana (2024)

スが物理的障壁、アクセシブルな情報の不足、差別的な態度によって制限されている。法的権利に関する認識の低さから、司法へのアクセスにおいても障壁に直面することが多い。教育へのアクセスや労働参加においても、男女の格差は大きい。女性アファーマティブ・アクション（ジェンダー平等）法が成立したことで、総括所見が勧告する「障害のある女性・女児、並びにアルビニズムのある女性・女児が直面する多重的かつ交差的な差別に対する法的保護を提供する」ことになった。法整備・政策のもとに、実際の取組が行われること、そのための関係者間の連携強化が強く求められる。

6. 参考資料

Africa Albinism Network (AAN)（2024）*Alternative Report on the Human Rights situations of Persons with albinism in Ghana to the Committee on the Rights of Persons with Disabilities*.

Commission on Human Rights and Administrative Justice (2024) *Alternative Report to the Committee on the Rights of Persons with Disabilities in Response to the Committee's List of Issues Concerning Ghana*.

Ghana Federation of Disability Organizations (GFD) (2024) *CRPD Shadow Report - 2024*.

Government of Ghana (2018) *Initial report submitted by Ghana under article 35 of the Convention, due in 2010 (CRPD/C/GHA/1)*.

Government of Ghana (2024) *Replies of Ghana to the list of issues in relation to its initial report (CRPD/C/GHA/RQ/1)*.

Government of Ghana (2026) *Combined eighth and ninth periodic reports submitted by Ghana under article 18 of the Convention, due in 2018*.

Government of Ghana, National Development Planning Commission (2021) *National Medium-Term Development Policy Framework 2022-2025*.

Government of Ghana, National Development Planning Commission (2022) *Ghana 2022 Voluntary National Review*.

Government of Ghana, National Development Planning Commission (2025) *Ghana 2025 Voluntary National Review*.

Government of Ghana, Ghana Statistical Service (2024) *Thematic Brief: Persons with Difficulty in Performing Activities in Ghana*.

Government of Ghana, Ghana Statistical Service (2023) *Ghana Annual Household Income and Expenditure Survey, Quarter 3 2022 Labour Statistics Report*.

Government of Ghana, Ministry of Gender, Children and Social Protection (2015) *Ghana National Social Protection Policy*.

Government of Ghana, Ministry of Gender, Children and Social Protection (2018) *Sector Medium Term Development Plan (SMTDP) 2018-2021*.

Government of Ghana, Ministry of Gender, Children and Social Protection (2023) *Roadmap for Strengthening the Gender Responsiveness of Social Protection Programmes in Ghana*.

Government of Ghana, Ministry of Gender, Children and Social Protection (2015) *National Gender Policy, Theme: Mainstreaming Gender Equality and Women's Empowerment into Ghana's Development Efforts*.

Government of Ghana, Ministry of Gender, Children and Social Protection (2024) *Medium Term Expenditure Framework (MTEF) for 2024-2027*.

Government of Ghana, Ministry of Gender, Children and Social Protection (2025) *Medium Term Expenditure Framework (MTEF) for 2025-2028*.

Government of Ghana, Ministry of Gender, Children and Social Protection (2025) *National Gender Policy, Theme: Creating Equal Opportunities for All to Accelerate Ghana's Development 2025-2034*.

Government of Ghana, Ministry of Education (2015) *Inclusive Education Policy*.

Government of Ghana, Ministry of Education (2015) *Standard and Guidelines for Practice of Inclusive Education in Ghana*.

Government of Ghana, Ministry of Education (2024) *Medium Term Expenditure Framework (MTEF) for 2024-2027*.

Government of Ghana, Ministry of Education/Commission for Technical and Vocational Education and Training (2023) *Ghana TVET Report, 2nd Edition*.

Government of Ghana, Ministry of Education, Ghana Education Service (GES) (2020) *Universal Design for Learning (UDL) Strategies for Teacher Trainers in Ghana*.

Government of Ghana, Ministry of Employment and Labour Relations (2014) *National Employment Policy*.

Government of Ghana, Ministry of Employment and Labour Relations (2018) *Sector Medium-Term Development Plan (2018-2021), Theme: Decent Work for all*.

Government of Ghana, Ministry of Health (2018) T*welve-Year Mental Health Policy 2019-2030*.

Government of Ghana, Ministry of Health (2020) *National Health Policy: Ensuring healthy lives for all, Revised Edition*.

Government of Ghana, Ministry of Health (2024) *Ghana Health Sector 2024 Programme of Work*.

Government of Ghana, Ministry of Health (2026) *2026 Right to Information manual*.

Government of Ghana, National Council on Persons with Disability (2010) *Guidelines for the Disbursement and Management of the District Assembly Common Fund for Persons with Disability*.

Government of Ghana, National Council on Persons with Disability (2022) *National Disability Inclusive Disaster Risk Management Guidelines*.

Human Rights Watch (2024) *Human Rights Watch Submission to the United Nations Committee on the Rights of Persons with Disabilities, Review of Ghana, 31st Session*.

ILO (2024) *World Social Protection Report 2024-26*.

UN Committee on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women (2014) *Concluding Observations on the combined sixth and seventh periodic reports on Ghana*.

UN Committee on the Rights of Persons with Disabilities (2024) *Concluding Observations on the initial report of Ghana*.

UNIDP (2025) *Counting Everyone In: What Will It Take for Ghana to Achieve Disability Inclusion by 2030?*

University of Ghana/London School of Hygiene & Tropical Medicine/International Centre for Evidence in Disability/Mastercard Foundation (2023) *Disability – Inclusive Education & Employment, Understanding the Context Ghana*.

UNPRPD/UN Ghana (2022) *Situational Analysis of the Rights of Persons with Disabilities in Ghana, Country Report*.

Voices of Women and Children with Disabilities and Caregivers of Children with Disabilities in Ghana (VOWACGhana) (2024) *Alternative Report on Women and Children with Disabilities and Their Caregivers to the Government of Ghana's Report on the Implementation on the Rights of Persons with Disabilities*.

Women Enabled International/GFD (2024) *Submission to the CRPD Committee for its Review of Ghana: Situation of Women and Girls with Disabilities in Ghana*.